

【更新履歴】

・更新月日:6月24日(募集要領 Ver.2)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.2	2.2 事業の要件 注釈	※4 3. に記載する有識者によって構成する評価委員会において、省エネルギー性能表示の普及に対する取り組み内容を審査し、特に波及効果が高いと評価された事業を対象とします。特に波及効果が高いと評価された事業については、2. 4. 1 に記載のとおり、 <u>補助対象費用を定額補助</u> します。	※5 3. に記載する有識者によって構成する評価委員会において、省エネルギー性能表示の普及に対する取り組み内容を審査し、特に波及効果が高いと評価された事業を対象とします。特に波及効果が高いと評価された事業については、2. 4. 1 に記載のとおり、 <u>補助対象となる費用以内の額を定額補助</u> します。
p.2	2.3.1 補助を受け る者	本補助金の交付を受けて既存住宅・建築物の省エネルギー性能の診断・表示を行う <u>建築主（建物所有者）</u>	本補助金の交付を受けて既存住宅・建築物の省エネルギー性能の診断・表示を行う <u>建築主（建物所有者）等</u>
p.2	2.3.2 提案者	原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。なお、 <u>複数の住宅・建築物について省エネルギー性能の表示に取り組む場合など、建築主（建物所有者）と連携して普及に取り組む者がグループを組織し、建築主（建物所有者）以外の者が代表者となって提案することも可能と</u> します。	原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。なお、 <u>建築主（建物所有者）の合意を得て省エネルギー性能の表示を行う者、建築主（建物所有者）と連携して省エネルギー性能表示の普及に取り組む者など、建築主（建物所有者）以外の者が建築主（建物所有者）と共同で提案することは可能で</u> す。
p.3	2.4.1 省エネルギー性能の診断・表示に係る補助額	また、省エネルギー性能表示の普及に資する取り組みを実施するもので、3. に記載する有識者によって構成される評価委員会において波及効果が高いと認められた場合、 <u>次の（1）～（3）に掲げる費用を定額で補助</u> します。	また、省エネルギー性能表示の普及に資する取り組みを実施するもので、3. に記載する有識者によって構成される評価委員会において波及効果が高いと認められた場合、 <u>次の（1）～（3）に掲げる費用以内の額を定額で補助</u> します。
p.9	提出書類一覧表⑥	通常補助 「 <u>◎</u> 」	通常補助 「 <u>一</u> 」

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.13	様式 2-1	—	省エネ性能表示となる住宅・建築物の概要「非住宅・複合建築物の用途」 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） のチェック・記入欄を追加
p.19	別添様式 2. 定額補助として申請の場合	様式 <u>3-1</u>	様式 <u>3-2</u>